

# Weekly Report

第497日号  
平成31年3月18日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## キャッシュレス決済によるポイント還元

今年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う需要平準化対策として、中小・小規模事業者によるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施されます。

### ◆本事業による消費者還元や補助など

◎消費者への還元……消費税率引上げ後9ヵ月間（今年10月～来年6月）、本事業に登録した中小・小規模の小売店やサービス業者、飲食店等で、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて購買を行った場合に5%（フランチャイズチェーン加盟店等は2%）をポイント発行等により消費者に還元します。

◎決済端末等の導入補助……キャッシュレス決済を導入する際に必要となる決済端末等の費用については、1/3を決済事業者、2/3を国が負担するため、中小・小規模事業者の自己負担はありません（フランチャイズチェーン等は対象外）。なお、軽減税率対策補助金においても複数税率対応のレジと併せて決済端末等を導入する場合の費用が対象となるため、どちらの補

助制度を利用するかは選択となります。

◎決済手数料の補助……消費者還元期間中に中小・小規模事業者が決済事業者に支払う加盟店手数料率は3.25%以下に制限されます（期間終了後の手数料率の取扱いは事前に明示）。また、期間中は手数料の1/3を国が補助します（フランチャイズチェーン等は補助の対象外）。

◎登録手続き……4月初旬に中小・小規模事業者の登録が開始される予定です。各決済事業者から提供するプラン（手数料率や端末など）が公表され、その中から望ましいプランを選択します。

## 売掛金の回収・管理と消滅時効の見直し

売上を伸ばしても、売掛金を回収するまでの期間が長くなれば、仕入先などへの支払が厳しくなるため、資金繰りが悪化し、最悪の場合は黒字倒産に繋がります。

また、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、損失を取り戻すには同じ商品を何倍も売る必要があります。そのため、売掛金の回収・管理は重要な業務となります。

なお、売掛金の消滅時効は現行、種類によって期間が異なります（商品代金は2年間）が、民法（債権関係）改正により32年（2020年）4月から原則として5年に統一されます。

## 31年度の雇用保険料率は据え置き

31年度の雇用保険料率（31年4月1日から適用）は、30年度の保険料率から据え置きとなり、一般の事業は0.9%（事業負担0.6%、労働者負担0.3%）、農林水産・清酒製造の事業は1.1%（同0.7%、同0.4%）、建設の事業は1.2%（同0.8%、同0.4%）となります。

なお、高齢労働者（保険年度の初日において満64歳以上）の方については現行、雇用保険料の徴収が免除されていますが、この取り扱いは31年度までとなります。